

議案第 86 号

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例（平成１２年大口町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１０５」を「１０８」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(流水占用料等の額) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、流水の占用又は、土地の占用（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が1月未満のものについての流水占用料等の額は、別表に定める金額に、当該流水の占用等期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、100分の<u>108</u>を乗じて得た額とする。 3 略	(流水占用料等の額) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、流水の占用又は、土地の占用（以下「流水の占用等」という。）をすることができる期間が1月未満のものについての流水占用料等の額は、別表に定める金額に、当該流水の占用等期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、100分の<u>105</u>を乗じて得た額とする。 3 略

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、準用河川の流水占用料等について改正をするものです。

2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる流水の占用又は土地の占用をすることができる期間が1月未満のものについての流水占用料等の計算について、税率を8%とします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。